

# 最低賃金引上げを受けて賃上げに取り組む皆様へ

## 厚生労働省、中小企業庁では、 最低賃金引上げに伴う 支援・後押しを強化しています



徳島県最低賃金は、令和6年11月1日から時間額 980 円 (現行896円) に改正されます。最低賃金引上げの影響を受けた事業主様向けに厚生労働省の支援策と経済産業省・中小企業庁の補助事業、賃上げを後押しするその他施策をご紹介します。具体的な情報についてはホームページ等でご確認ください。

< 働き方改革や経営改善に向けた相談先 >

徳島働き方改革推進支援センター：0120-967-951

相談支援

コンサルティング

セミナー開催

徳島県よろず支援拠点：088-676-4625

経営革新支援

経営改善支援

ワンストップサービス



## 最低賃金引上げの支援策を積極的に活用しましょう！

～～～ 最低賃金改正前の申請をご検討・ご相談ください ～～～

### 業務改善助成金

事業場内最低賃金を30円以上引上げ、設備投資などを行った中小企業に、その費用の一部を助成します。  
中小企業で働く労働者の賃金引上げのための生産性向上の取組が支援対象です。

### キャリアアップ助成金 (賃金規定等改定コース)

非正規雇用労働者の基本給の賃金規定等を3%以上増額改定し、その規定を適用させた場合に助成します。  
パートタイム労働者など非正規雇用労働者の賃金引上げが対象です。



## ～ 「徳島県賃上げ応援金サポート事業」のご紹介 ～

徳島県においても、賃上げを行う「中小・小規模事業者」を支援しています！



### 国の業務改善助成金の上乗せ助成

生産性向上のために設備投資等を行うとともに、賃金引上げに取り組み、国の「業務改善助成金」を受給した事業者に対して、「業務改善助成金」の助成率に応じて、助成金を上乗せして補助します。

業務改善助成金については、こちらをご確認ください。



### 社会保険労務士への報酬費用補助

次の(ア)「業務改善助成金」(イ)「キャリアアップ助成金(社会保険適用時処遇改善コース)」の書類作成等に係る社会保険労務士への報酬費用を補助します。(1)

#### (ア)「業務改善助成金」

令和6年4月1日以降に交付申請を行い、  
令和7年3月7日(金)までに、額の確定通知を受けていること。

#### (イ)「キャリアアップ助成金(社会保険適用時処遇改善コース)」

令和6年4月1日以降にキャリアアップ計画書を作成し、  
令和7年3月7日(金)までに、徳島労働局に受理されていること。

(1)年間契約している場合は、上記(ア)(イ)の書類作成等を依頼したことで、追加発生した料金部分を補助対象とします。

### 対象要件

令和6年4月1日以降に徳島労働局に国の「業務改善助成金」の交付申請を行い、**令和7年3月7日(金)までに確定通知を受けていること** など

## 申請方法

申請書類を **令和7年3月10日(月)** [必着]までに、**徳島県生活環境部労働雇用政策課**に提出してください。 予算の範囲内で交付するため、申請期限内に募集を終了する場合があります。

「徳島県賃上げ応援金サポート事業」に関するお問い合わせ

〒770-8570 徳島市万代町1丁目1番地

徳島県生活環境部労働雇用政策課 労働・働きがい推進担当

MAIL: [roudoukoyouseisakuka@pref.tokushima.lg.jp](mailto:roudoukoyouseisakuka@pref.tokushima.lg.jp)

TEL:088-621-2346

FAX:088-621-2852

詳細は徳島県  
ホームページを  
ご確認ください



## 業務改善助成金とは?

業務改善助成金

検索



申請期限：令和6年12月27日  
(事業完了期限：令和7年1月31日)

業務改善助成金は、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）を30円以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資等を行った場合に、その設備投資等にかかった費用の一部を助成する制度です。

## 事業場内最低賃金の引き上げ計画



## 設備投資等の計画

機械設備導入、コンサルティング、人材育成・教育訓練など



## 業務改善助成金を支給 (最大600万円)



※ 事業場内最低賃金の引き上げ計画と設備投資等の計画を立てて申請いただき、交付決定後に計画どおりに事業を進め、事業の結果を報告いただくことにより、設備投資等にかかった費用の一部が助成金として支給されます。

## 対象事業者・申請の単位

【参考】徳島県最低賃金 896円 ▶ 改正後980円 (R6.11.1改正)

- ・ 中小企業・小規模事業者であること
- ・ 事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が50円以内であること
- ・ 解雇、賃金引き下げなどの不交付事由がないこと



別々に申請

➡ 以上の要件を満たした事業者は、事業場内最低賃金の引き上げ計画と設備投資等の計画を立て、工場や事務所などの労働者がいる事業場ごとに申請してください。

## 助成上限額・助成率

徳島県の場合、事業場内最低賃金が、**改正前：946円以内 ▶ 改正後：1,030円以内**が対象となります。

コース区分	事業場内最低賃金の引き上げ額	引き上げる労働者数	助成上限額	
			右記以外の事業者	事業場規模30人未満の事業者
30円コース	30円以上	1人	30万円	60万円
		2~3人	50万円	90万円
		4~6人	70万円	100万円
		7人以上	100万円	120万円
		10人以上※	120万円	130万円
45円コース	45円以上	1人	45万円	80万円
		2~3人	70万円	110万円
		4~6人	100万円	140万円
		7人以上	150万円	160万円
		10人以上※	180万円	180万円
60円コース	60円以上	1人	60万円	110万円
		2~3人	90万円	160万円
		4~6人	150万円	190万円
		7人以上	230万円	230万円
		10人以上※	300万円	300万円
90円コース	90円以上	1人	90万円	170万円
		2~3人	150万円	240万円
		4~6人	270万円	290万円
		7人以上	450万円	450万円
		10人以上※	600万円	600万円

事業場内最低賃金	助成率
900円未満	9/10
900円~949円	4/5 (9/10)
950円以上	3/4 (4/5)

( )内は企業の決算書類から算出した労働者1人当たりの付加価値を指し、直近の決算書類に基づく生産性と、その3年度前の決算書類に基づく生産性を比較し、伸び率が一定水準を超えている場合等に適用されます。

## 特例事業者

※左表の助成上限額10人以上の上限区分の適用が受けられます。

以下の要件に当てはまる場合が特例事業者となります。なお、②に該当する場合は、助成対象経費の拡充も受けられます。

① 賃金要件	申請事業場の事業場内最低賃金が950円未満である事業者
② 物価高騰等要件	原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等の外的要因により、申請前3か月間のうち任意の1か月の利益率が前年同月に比べ3%ポイント※以上低下している事業者

※「%ポイント(パーセントポイント)」とは、パーセントで表された2つの数値の差を表す単位です。

②に該当する事業者は、定員7人以上または車両本体価格200万円以下の常用自動車や貨物自動車、PC、スマホ、タブレット等の端末と周辺機器の新規導入も助成対象経費となります。

※ 10人以上の上限額区分は、特例事業者が、10人以上の労働者の賃金を引き上げる場合に対象になります。

## 助成対象経費の具体例

【参考】徳島県内で活用された設備投資事例



助成対象経費の具体例は「生産性向上のヒント集」や厚生労働省ウェブサイトに掲載されています。

## 注意事項

- ・ 過去に業務改善助成金を活用した事業者も助成対象となります。
- ・ 予算の範囲内で交付するため、申請期間内に募集を終了する場合があります。
- ・ 交付決定前に助成対象設備の導入を行った場合は助成の対象となりません。
- ・ 必ず最新の交付要綱・要領で助成要件をご確認ください。

## 令和5年度からの主な変更点

- ・ 生産量要件や関連する経費が終了しました。
- ・ 事業完了期限が、2025(令和7)年1月31日※になりました。  
※ やむを得ない事由がある場合は、理由書の提出により、2025(令和7)年3月31日とできる場合があります。
- ・ 令和6年度から同一事業場の申請は年1回までとなりました。

## お問い合わせ

業務改善助成金についてご不明な点は、業務改善助成金コールセンターまでお問い合わせください

**電話番号：0120-366-440**

(受付時間 平日 8:30~17:15)

【ワストップ相談窓口】徳島働き方改革推進支援センター  
電話番号：0120-967-951 (受付時間 平日9:00~17:00)

交付申請書等の提出先は徳島労働局 雇用環境・均等室です

住所：〒770-0851 徳島市徳島町城内6-6 徳島地方合同庁舎4階

R6.10.1